

第2期 千葉市障害福祉計画

(平成21年度～平成23年度)



平成21年3月

千葉市



はじめに

我が国の障害者施策については、平成 15 年に、行政がサービス内容を決定する「措置制度」に代えて、障害者自らがサービスを選択し、契約する「支援費制度」が導入され、以来、サービスの利用者、利用量ともに飛躍的に増加しました。

また、平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、身体、知的、精神の各障害の種別ごとに分かれていたサービス提供の仕組みが一元化されるとともに、各自治体では、就労支援の強化や地域生活への移行促進といった課題に対応し、障害者に対するサービスの計画的な整備を推進するため、数値目標を含めた「障害福祉計画」を策定することとなりました。

本市では、「第 1 期千葉市障害福祉計画（平成 18～20 年度）」を策定し、平成 23 年度における障害者の地域生活と一般就労への移行目標や、平成 20 年度までのサービスの見込量及び確保策を定め、障害者福祉の向上に努めて参りました。

この度、現行計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況やサービス利用者の実態を踏まえ、平成 23 年度の目標達成に向け、新たに「第 2 期千葉市障害福祉計画（平成 21～23 年度）」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々との連携、協働のもと、障害のある人もない人も、誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会づくりに全力で取り組んで参りますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

おわりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係皆様方に厚くお礼申しあげます。

平成 21 年 3 月

千葉市

目

次

**第1章 計画の策定にあたって 1**

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・他計画との関係	1
3 計画の期間	2

第2章 本市の障害福祉サービス等の現状 3

1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援	3
(1) サービス別の利用状況	3
(2) 第1期計画の進捗状況	5
2 地域生活支援事業	7
(1) 必須事業	7
(2) その他の事業	9

第3章 計画の基本的な考え方 10

1 基本的理念	10
---------------	----

2 施策展開の方向性	10
(1) 地域生活を支える居宅サービスの充実	10
(2) 相談支援体制の充実・強化	10
(3) 地域における暮らしの場の確保	11
(4) 就労支援の強化	11
3 平成23年度までに達成すべき目標	12
(1) 地域生活への移行促進	12
(2) 一般就労への移行促進	12

第4章 障害福祉サービス等の見込み 15

1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供	15
(1) 訪問系サービス	16
(2) 日中活動系サービス	18
(3) 居住系サービス	23
(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成）	25
2 地域生活支援事業の提供	26
(1) 必須事業	27
(2) その他の事業	33

第5章 計画の推進に向けて 39

1	市民参加と協働	39
2	関係機関との連携	39
3	進行管理と事業評価	39
4	計画の弾力的運用	39

資料編

1	障害手帳交付者数の推移等	43
2	障害福祉サービス等の事業者数	46
3	千葉市障害者施策推進協議会条例	48
4	千葉市障害者施策推進協議会委員名簿	50
5	計画策定過程	51
6	障害者自立支援法（抜粋）	52

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障害者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

(1) 位置づけ

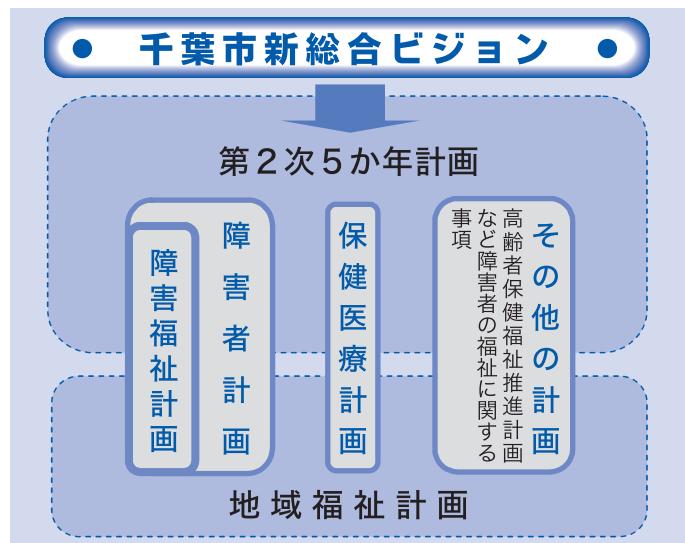
本計画は、障害者自立支援法第88条の規定による「市町村障害福祉計画」とします。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市障害者計画、本市地域福祉計画、本市保健医療計画等における障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。

また、地方自治法第2条第4項に規定する本市の基本構想「千葉市新総合ビジョン」に即したものとします。

[他計画とのイメージ図]

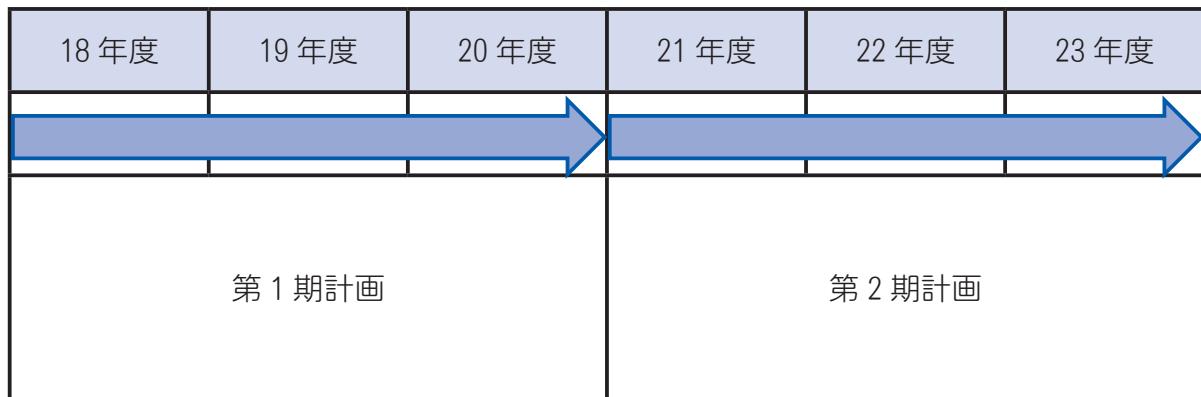


3 計画の期間

本計画の期間は、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】



平成 19 年 3 月に策定した「第 1 期千葉市障害福祉計画」を、本計画では「第 1 期計画」と呼びます。

第2章

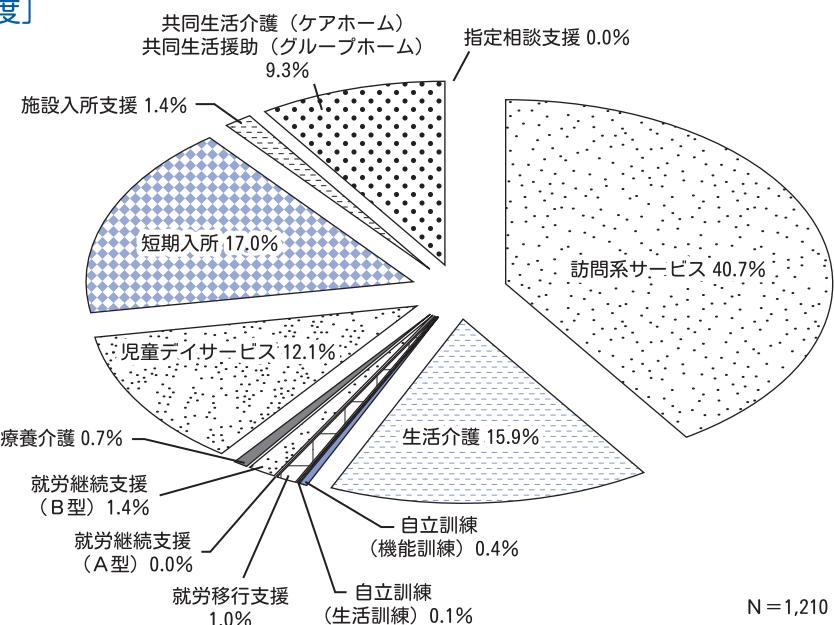
本市の障害福祉サービス等の現状

1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援

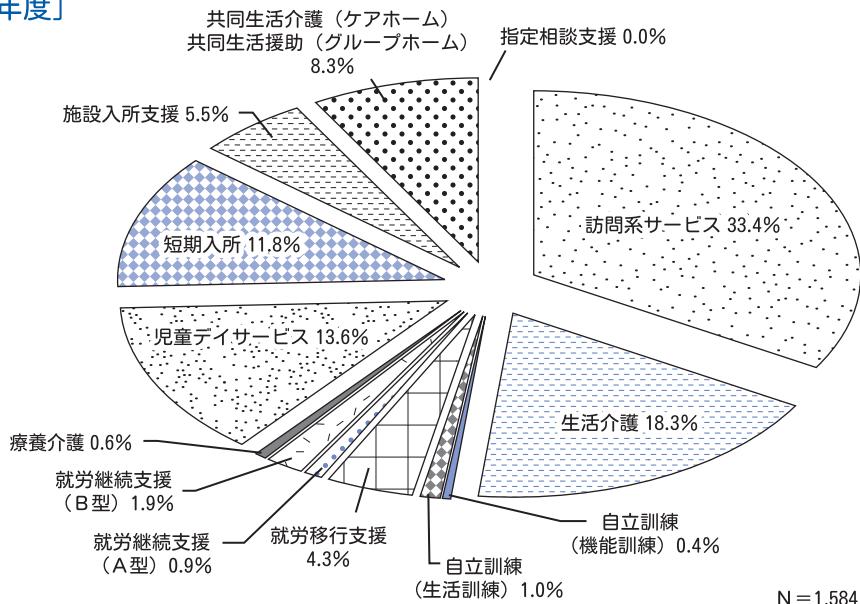
(1) サービス別の利用状況

平成 18 年度から平成 20 年度のサービス別の利用者の割合は以下のとおりです。

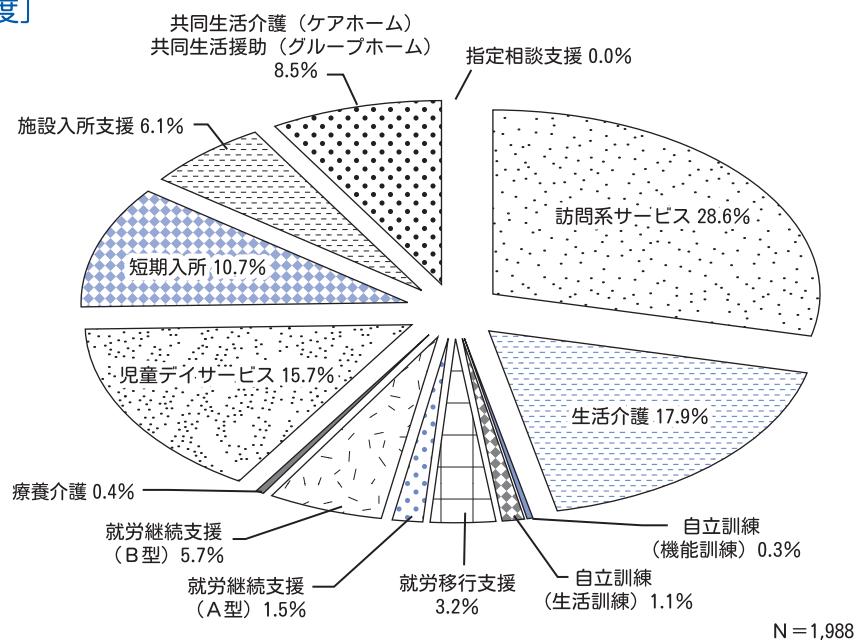
[平成18年度]



[平成19年度]



[平成20年度]



※各年度 10月 1か月分の数値を表わす（以下、指定障害福祉サービス及び指定相談支援については同じ。）。



(2) 第1期計画の進捗状況

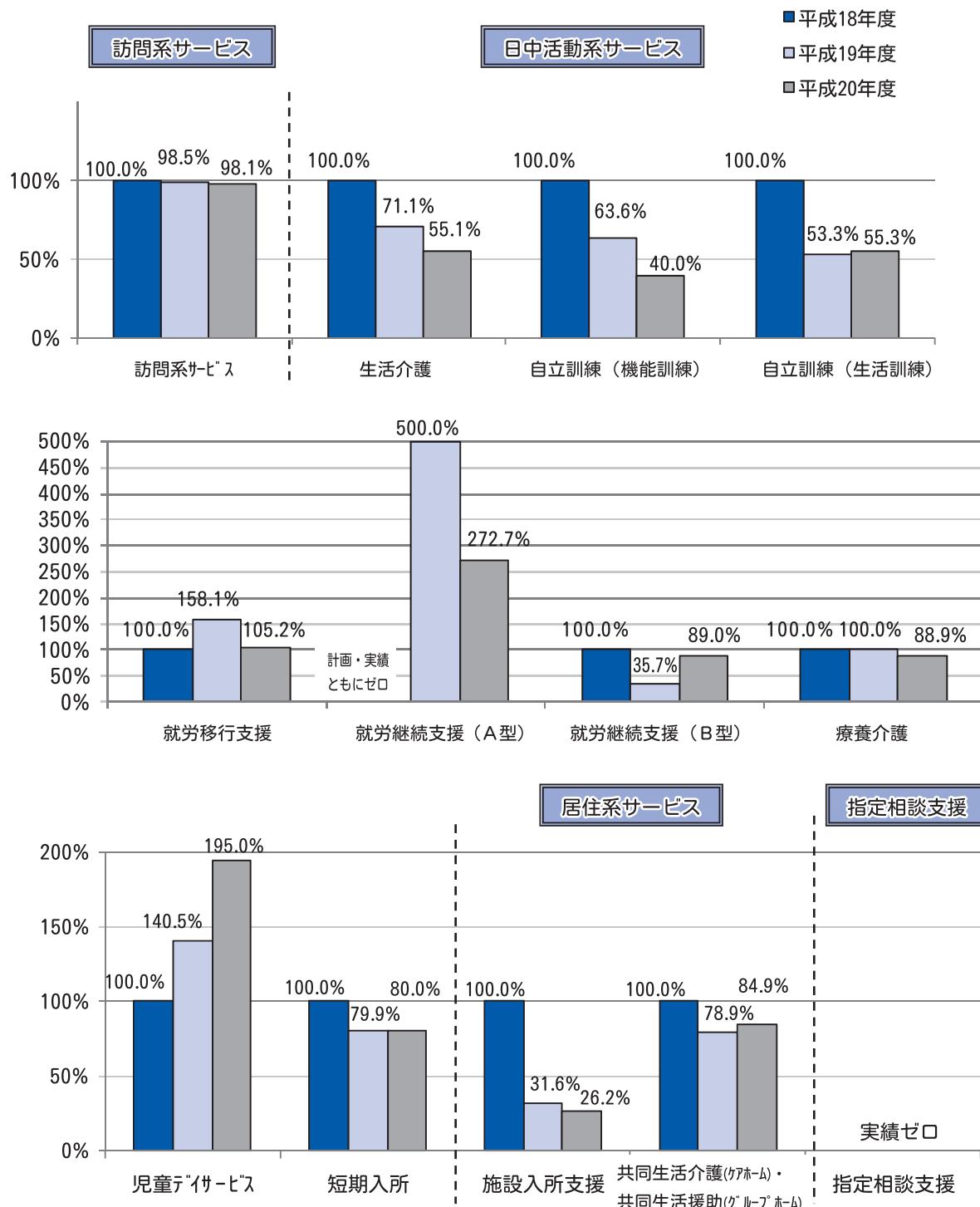
① 第1期計画における見込量

サービスの種類		単位	18年度	19年度	20年度	23年度
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間分／月	12,565	14,392	15,544	18,144
		実人／月	493	537	580	677
日中活動系	生活介護	人日分／月	4,224	8,976	14,168	28,380
		実人／月	192	408	644	1,290
	自立訓練（機能訓練）	人日分／月	110	242	220	286
		実人／月	5	11	10	13
	自立訓練（生活訓練）	人日分／月	22	660	1,034	2,552
		実人／月	1	30	47	116
	就労移行支援	人日分／月	264	946	1,276	3,234
		実人／月	12	43	58	147
	就労継続支援（A型）	人日分／月	0	66	242	2,970
		実人／月	0	3	11	135
居住系	就労継続支援（B型）	人日分／月	374	1,848	2,992	7,194
		実人／月	17	84	136	327
	療養介護	人日分／月	274	274	274	274
		実人／月	9	9	9	9
	児童デイサービス	人日分／月	423	443	464	536
		実人／月	146	153	160	185
	短期入所	人日分／月	1,535	1,743	1,974	2,876
		実人／月	206	234	265	386
	共同生活介護・共同生活援助	実人／月	112	166	199	275
	施設入所支援	実人／月	17	275	461	889
指定相談支援		実人／月	0	54	58	68

② 進捗状況（実績／見込）

訪問系サービスについては、ほぼ第1期計画の見込みどおり進捗しています。

日中活動系サービス及び居住系サービスの一部については、旧法施設の新体系事業への移行が遅れているため、見込みを下回っています。



2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

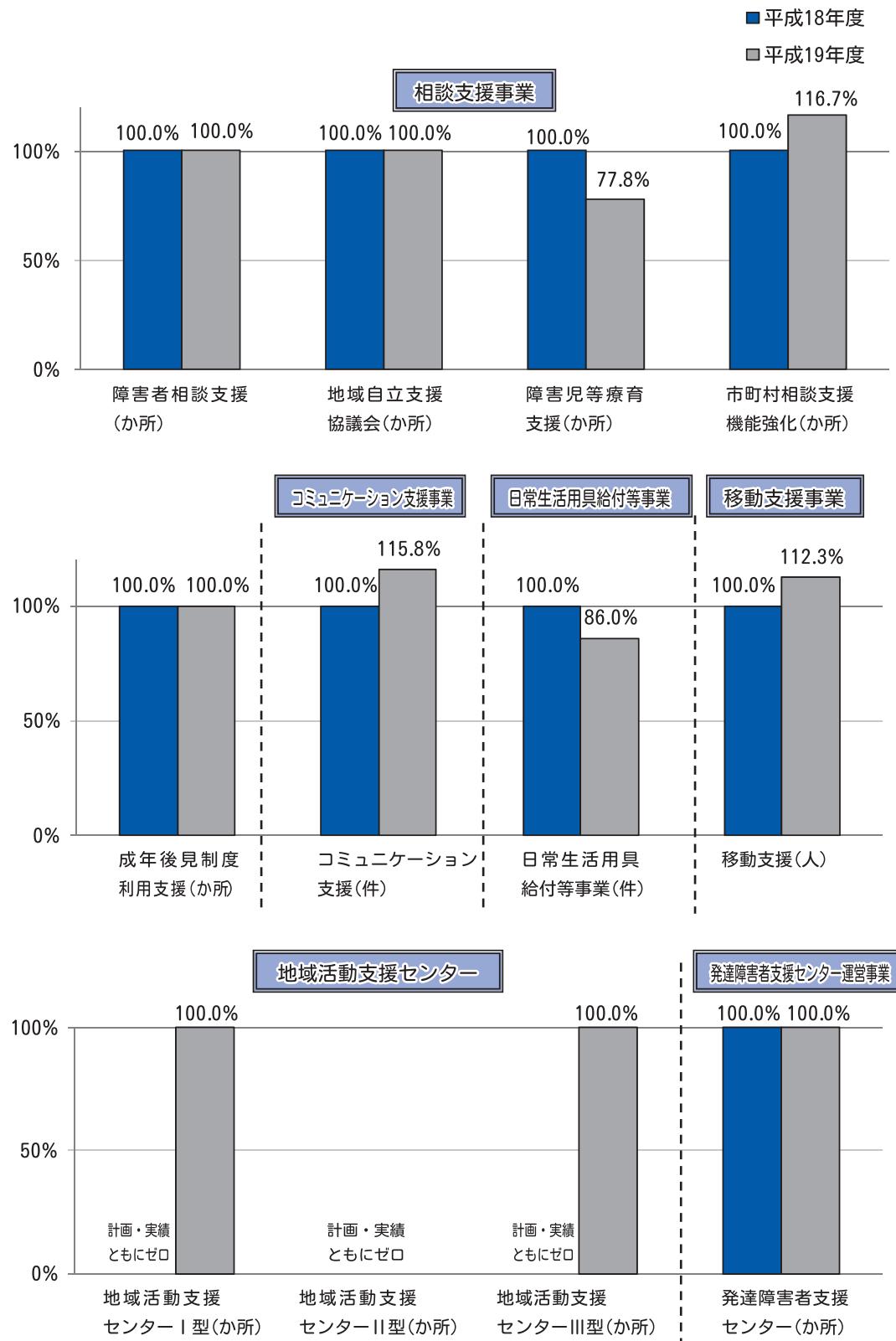
① 第1期計画における見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施見込 み箇所数	利 用 見 込 み 数	実施見込 み箇所数	利 用 見 込 み 数	実施見込 み箇所数	利 用 見 込 み 数	実施見込 み箇所数	利 用 見 込 み 数
(1) 相談支援事業								
① 相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	6か所		6か所		6か所		6か所	
イ 地域自立支援協議会	1か所		1か所		1か所		1か所	
ウ 障害児等療育支援事業	9か所		9か所		11か所		11か所	
② 市町村相談支援機能強化事業	6か所		6か所		6か所		6か所	
③ 成年後見制度利用支援事業	1か所		1か所		1か所		1か所	
(2) コミュニケーション支援事業		延700件		延 1,400件		延 1,400件		延 1,400件
(3) 日常生活用具給付等事業								
① 介護・訓練支援用具		25件		50件		50件		50件
② 自立生活支援用具		36件		73件		73件		73件
③ 在宅療養等支援用具		45件		89件		89件		89件
④ 情報・意思疎通支援用具		70件		139件		139件		139件
⑤ 排泄管理支援用具		4,088件		8,329件		8,483件		8,944件
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		8件		15件		15件		15件
(4) 移動支援事業	92か所	延 2,280人	96か所	延 4,834人	102か所	延 5,125人	122か所	延 6,102人
(5) 地域活動支援センター								
① 地域活動支援センターⅠ型	0か所	0人	2か所	40人	6か所	120人	6か所	120人
② 地域活動支援センターⅡ型	—	—	—	—	3か所	45人	3か所	45人
③ 地域活動支援センターⅢ型	—	—	2か所	20人	4か所	42人	4か所	42人
(6) 発達障害者支援センター運営事業	—		1か所		1か所		1か所	

※各年度末の数値を表わす（以下、地域生活支援事業については同じ。）。

② 進捗状況（実績／見込み）

各事業とも、第1期計画のほぼ見込みどおりに進捗しています。



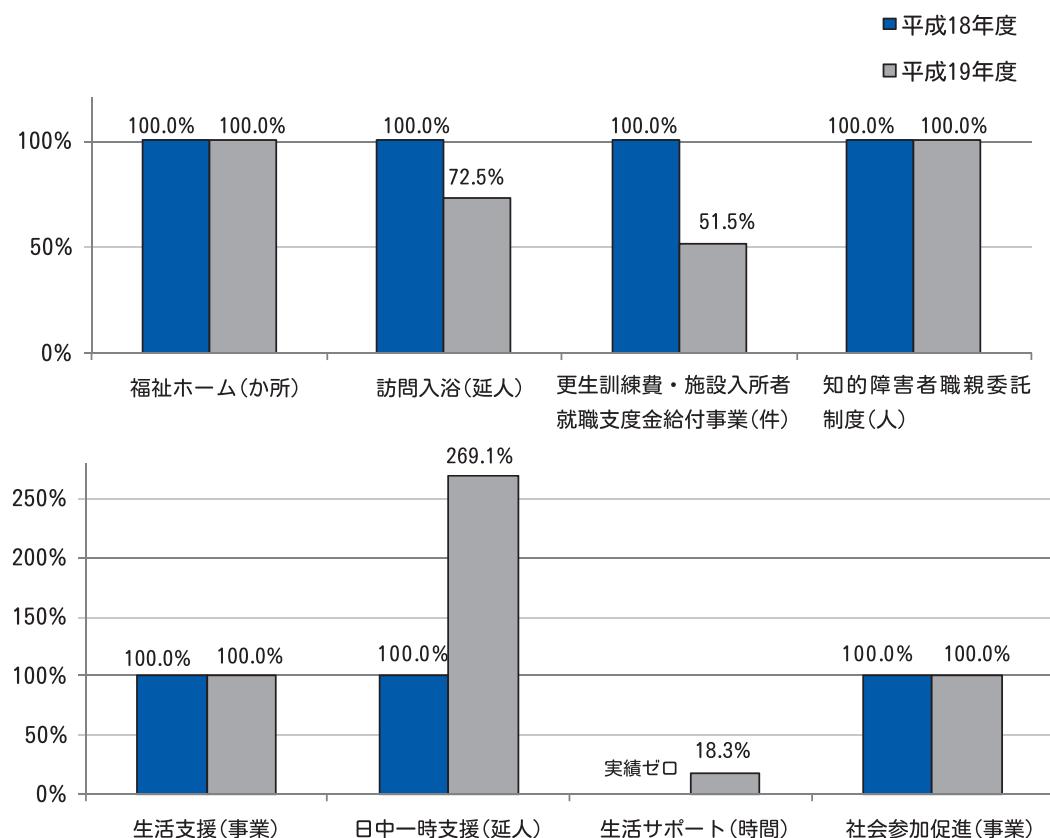
(2) その他の事業

① 第1期計画における見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施見込 み箇所数	利 用 見 込 み 数	実施見込 み箇所数	利 用 見 込 み 数	実施見込 み箇所数	利 用 見 込 み 数	実施見込 み箇所数	利 用 見 込 み 数
(1) 福祉ホーム事業	1か所	5人	1か所	5人	1か所	5人	3か所	25人
(2) 訪問入浴サービス事業	6か所	延840人	6か所	延1,680人	6か所	延1,680人	6か所	延1,680人
(3) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		251件		501件		511件		544件
(4) 知的障害者職親委託制度		7人		7人		7人		7人
(5) 生活支援事業	3事業		3事業		3事業		3事業	
(6) 日中一時支援事業		延1,864人		延6,486人		延6,875人		延8,188人
(7) 生活サポート事業		317時間		672時間		712時間		848時間
(8) 社会参加促進事業	5事業		5事業		5事業		5事業	

② 進捗状況

各事業とも、第1期計画のほぼ見込みどおりに進捗していますが、日中一時支援は見込みを上回っています。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本的理念

安心して自立した生活を送ることができる 共生の地域社会を創る

千葉市障害者計画（平成18年度～22年度）と共通の理念とします。

障害のある人が、自己選択と自己決定のもと、その有する能力を最大限に發揮し、自立した生活を送ることができるよう必要な障害福祉サービスやその他の支援を行うとともに、障害のある人もない人もお互いに個性を尊重し助け合いながら、安全で安心した自立生活を送ることができる共生の地域社会を創り、全ての障害者の自立と社会参加の実現を目指します。

2 施策展開の方向性

（1）地域生活を支える居宅サービスの充実

障害者が、地域で自立した生活を送るために、一人ひとりが、障害の種別や程度に関わらず、自らが居住の場所を選択し、その必要とするサービスの支援を受けつつ、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な暮らし方を選ぶことができる事が重要です。

そのためには、障害者の地域生活を支える居宅サービスの充実を図るとともに、とりわけ精神障害者や重度の障害者に対するサービスの強化を図っていきます。

（2）相談支援体制の充実・強化

障害者の地域生活への移行を進めるためには、これまでの障害者相談員や民生委員等による身近な相談支援体制のほか、障害福祉サービスの利用支援や権利擁護への取り組み等、障害者が地域で生活するうえで必要な相談支援を拡充する必要があります。そのため、各区に指定相談支援事業者を配置するとともに、事業者のネットワーク

を図り、各区に整備を進めている保健福祉センターとの有機的な連携を図ります。

また、相談支援に取り組むにあたっては、地域の社会資源等の情報提供や障害福祉サービスをどのように組み合わせて使うかというコーディネート機能が重要となることから、地域自立支援協議会を中心としたネットワークを活用していきます。

（3）地域における暮らしの場の確保

障害者の福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、地域における多様な住まいの場を確保する必要があります。

そのため、グループホーム、ケアホーム等の整備を促進とともに、公営住宅や民間アパート等への入居を支援していきます。

なお、公営住宅や民間アパート等への入居が困難な方に対し、入居に必要な相談・助言等を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施に向けた検討を行います。

さらに、障害者の地域生活移行には、地域住民の理解が不可欠となることから、障害者理解の普及、啓発に努めます。

（4）就労支援の強化

障害者が地域で自立して暮らしていくためには、働くことを通じて積極的に社会に参画していくことが重要です。

そのため、ハローワークや県労働部局等との連携を強化し、企業に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求めるとともに、千葉障害者就業支援キャリアセンターへの運営参画を通じて、一般企業への就労を支援するほか、「障害者職業能力開発プロモート事業」を実施して、職業訓練の推進と関係機関の連携づくりを進め、支援を強化していきます。

一方、福祉施設等で働く障害者については、千葉県障害者就労事業振興センターの運営参画を通じて、授産製品の販路拡大を図るとともに、地方自治法施行令の改正により、官公庁が発注する随意契約に、障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約が追加されたことから、発注が可能な業務の委託に向けた働きかけ等を行い、工賃の増額を促進していきます。

3 平成23年度までに達成すべき目標

障害者の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応するため、旧体系の施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

(1) 地域生活への移行促進

国の基本指針では、第1期障害福祉計画の策定時点（以下「第1期計画時点」という。）の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行とともに、平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の入所者数から7%以上削減することや、平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院を目指すこととしています。

本市の第1期計画時点の施設入所者は802人ですが、地域で施設入所を希望している、いわゆる入所施設待機者は平成20年12月1日現在では106人となっています。一方で、利用者に対する経過的措置は講じられているものの障害程度区分により、入所施設の利用が難しい場合も生じてきます。

こうしたことを踏まえ、福祉施設から地域生活への移行目標値は第1期計画時点の施設入所者数の1割（80人）以上とします。

次に、地域で受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者は、全国で約7万人、千葉県では2,700人いると推計されています。

千葉県の推計では本市は333人とされていますが、県が平成18年1月から2月に実施した「退院可能な患者の実態調査」では、退院を希望している患者は65%で、退院させたいと望んでいる家族は、26%という結果がでています。

そこで、本市では、患者本人や患者家族の意向等を踏まえ、平成23年度末までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数の45%（150人）が地域生活へ移行することを目指し、住まいの場の整備や相談支援体制の充実等を進めています。

(2) 一般就労への移行促進

国の基本指針では、平成23年度中に一般就労に移行する者が第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることや、平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設利用者のうち、2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23

年度末における就労継続支援事業利用者のうち、3割はA型（雇用型）を利用するこ
とを目指すこととしています。

本市の障害者福祉施設利用者は、第1期計画時点では1,419人であり、そのうち、
授産施設の利用者は410人で、過去1年間に就職を理由に福祉施設を退所した者は
11人となっています。

そこで、本市では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成
23年度中に一般就労に移行する者を第1期計画時点の一般就労への移行実績（11人）
の4倍（44人）以上とすることを目指します。

また、福祉施設における一般就労支援を促進する観点から、平成23年度までに第
1期計画時点の福祉施設利用者のうち2割（280人）以上が就労移行支援事業を利用
することを目指します。また、平成23年度末における就労継続支援事業の利用者の
うち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。



平成23年度末までに達成すべき目標

1 地域生活への移行促進

(1) 福祉施設から地域生活への移行目標値

第1期計画時点の施設入所者数（802人）の1割以上とする。

項目	目標値	
	第1期計画	第2期計画
地域生活移行目標者数	80人以上	

(2) 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行目標値

第1期計画時点の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数（333人）の45%とする。

項目	目標値	
	第1期計画	第2期計画
地域生活移行目標者数	150人	

2 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

第1期計画時点の一般就労移行者数（11人）の4倍とする。

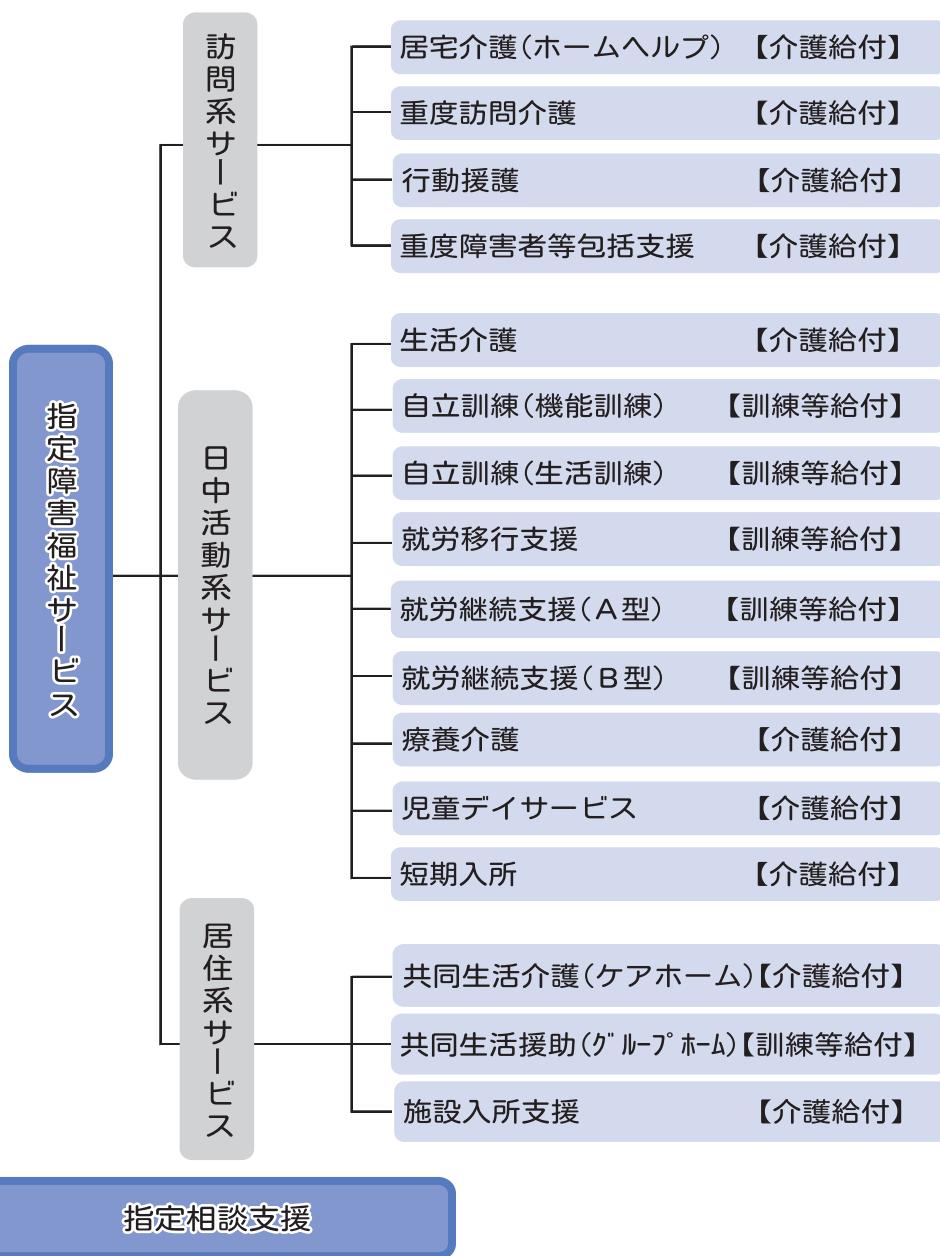
項目	目標値	
	第1期計画	第2期計画
一般就労移行目標者数	44人	

第4章

障害福祉サービス等の見込み

1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするためには、自己選択と自己決定の自由を尊重した利用者本位の障害福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供される体制を確保することが重要です。



(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、介助者の高齢化や施設・病院からの地域移行の促進に対応するため、利用者のニーズに適切に対応できるサービス提供体制を充実させる必要があります。

本計画では、平成23年度の利用者数が、平成20年度の約1.4倍、利用量が、平成20年度の約1.7倍に増加することを見込み、その確保のための施策を展開します。

① サービスの種類と内容

サービスの種類	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護、生活介護等複数のサービスを包括的に行います。

② サービス見込量算定の考え方

サービスの種類	見込量算定の考え方
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	居宅生活を支えるサービスとしてサービス利用状況調査における利用意向の高いサービスであり、利用実績をベースに、障害手帳交付者数の伸び、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行目標者数等を勘案して見込みます。
重度障害者等包括支援	現在、県内に事業者がなく利用実績はありませんが、事業者の新規参入により利用者が発生することを想定して見込みます。

③ サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	利用量 (時間分/月)	12,595	13,682	14,812
	利用者数 (実人/月)	573	622	673
重度訪問介護	利用量 (時間分/月)	5,184	7,344	9,504
	利用者数 (実人/月)	36	51	66
行動援護	利用量 (時間分/月)	390	409	434
	利用者数 (実人/月)	25	26	28
重度障害者等 包括支援	利用量 (時間分/月)	520	780	780
	利用者数 (実人/月)	2	3	3

④ 確保の方策

サービスの種類	確保の方策
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	事業者にホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業者の一層の参入を促進します。 また、必要なサービスを適切に利用できるよう、相談支援事業の充実にも努めます。
重度障害者等包括支援	居宅介護、短期入所、生活介護等複数のサービスを提供している事業者等に、事業の実施を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、障害者の自立や社会参加を一層促進するため、利用者のニーズに応じたサービス提供基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

本計画では、旧法施設利用者を含め、平成23年度の利用者数及び利用量が、平成20年度の約1.3倍に増加することを見込み、その確保のための施策を展開します。

① 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）

ア サービスの内容

サービスの種類	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ サービス見込量算定の考え方

平成23年度末までは、旧法施設からの移行による影響が大きいことから、利用実績をベースに、次の要素等を勘案して見込みます。

- 旧法施設の新体系事業への移行予定
- 障害手帳交付者数の伸び
- 特別支援学校卒業者数
- 施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行目標者数

ウ サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	利用量 (人日分/月)	13,030	18,250	31,091
	利用者数 (実人/月)	619	867	1,477
自立訓練(機能訓練)	利用量 (人日分/月)	300	388	459
	利用者数 (実人/月)	17	22	26
自立訓練(生活訓練)	利用量 (人日分/月)	860	1,097	1,591
	利用者数 (実人/月)	40	51	74
就労移行支援	利用量 (人日分/月)	1,430	2,860	5,962
	利用者数 (実人/月)	65	130	271
就労継続支援(A型)	利用量 (人日分/月)	1,537	1,966	2,079
	利用者数 (実人/月)	68	87	92
就労継続支援(B型)	利用量 (人日分/月)	3,569	3,741	6,493
	利用者数 (実人/月)	166	174	302

工 確保の方策

旧法施設を利用している利用者の障害の程度やニーズが十分に反映されるよう、事業者の理解を得ながら新体系事業への円滑な移行を促進します。

また、利用者の選択の幅が広がるよう、指定事業者等の必要な情報提供を行います。

② 療養介護

ア サービスの内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

イ サービス見込量算定の考え方

利用者は増えておらず、現状のまま推移すると見込みます。

ウ サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療 養 介 護	利用量 (人日分/月)	264	264	264
	利用者数 (実人/月)	9	9	9

工 確保の方策

専門的医療機関によって必要なサービス量は概ね確保されていますので、利用者への情報提供に努めます。

③ 児童デイサービス

ア サービスの内容

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

イ サービス見込量算定の考え方

利用実績をベースに利用量の伸び等を勘案して見込みます。

ウ サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	利用量 (人日分/月)	1,406	1,427	1,450
	利用者数 (実人/月)	333	356	381

エ 確保の方策

療育センター及び大宮学園で引き続きサービスを実施するとともに、新規事業者の参入を促進します。

④ 短期入所

ア サービスの内容

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ サービス見込量算定の考え方

サービス利用状況調査における利用意向の高いサービスであり、利用実績をベースに利用量の伸び等を勘案して見込みます。

ウ サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短 期 入 所	利用量 (人日分/月)	1,934	2,192	2,486
	利用者数 (実人/月)	240	272	309

エ 確保の方策

民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、今後とも利用が多く見込まれることから、必要な事業所の整備を進めます。

(参考) 旧法施設サービス（平成 23 年度末まで）

ア サービス見込量算定の考え方

新体系事業への移行予定を勘案して見込みます。

イ サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
旧法施設サービス (通所)	利用量 (人日分/月)	9,262	5,720	0
	利用者数 (実人/月)	421	260	0
旧法施設サービス (入所)	利用量 (人日分/月)	11,286	10,384	0
	利用者数 (実人/月)	513	472	0

※旧法施設サービス（通所）は、小規模通所授産施設利用分を含む。

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、障害者の地域生活への移行を実現するために、今後の住まいの場の中心となるグループホーム等の充実を図るとともに、地域住民の障害や障害者に対する理解を深めていく必要があります。

本計画では、旧法施設利用者を含め、平成23年度の利用者数が、平成20年度の約1.3倍に増加することを見込み、その確保のための施策を展開します。

① 共同生活介護、共同生活援助

ア サービスの内容

サービスの種類	内 容
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

イ サービス見込量算定の考え方

障害手帳交付者数の伸び、特別支援学校卒業者数、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行への目標者数等を勘案して見込みます。

ウ サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活介護 (ケアホーム)	利用者数 (実人/月)	131	186	236
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (実人/月)	82	115	146

エ 確保の方策

民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を促進するため、引き続き積極的な整備を進めます。

② 施設入所支援

ア サービスの内容

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ サービス見込量算定の考え方

旧法施設の新体系事業への移行予定、入所待機者数、特別支援学校卒業者数、施設入所者の地域移行の目標者数等を勘案して見込みます。

ウ サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	利用者数 (実人/月)	341	382	872

エ 確保の方策

旧法施設の新体系事業への移行予定や、施設入所者等の地域移行の状況等を見極めながら、必要な施設の整備を進めます。

(参考) 旧法施設サービス（平成 23 年度末まで）

ア サービス見込量算定の考え方

旧法施設の新体系事業への移行予定を勘案して見込みます。

イ サービスの見込量

サービスの種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
旧法施設サービス (入所)	利用者数 (実人/月)	513	472	0

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成）

ア サービスの内容

支給決定を受けた利用者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

イ サービス見込量算定の考え方

施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行の目標者数等を勘案して見込みます。

ウ サービスの見込量

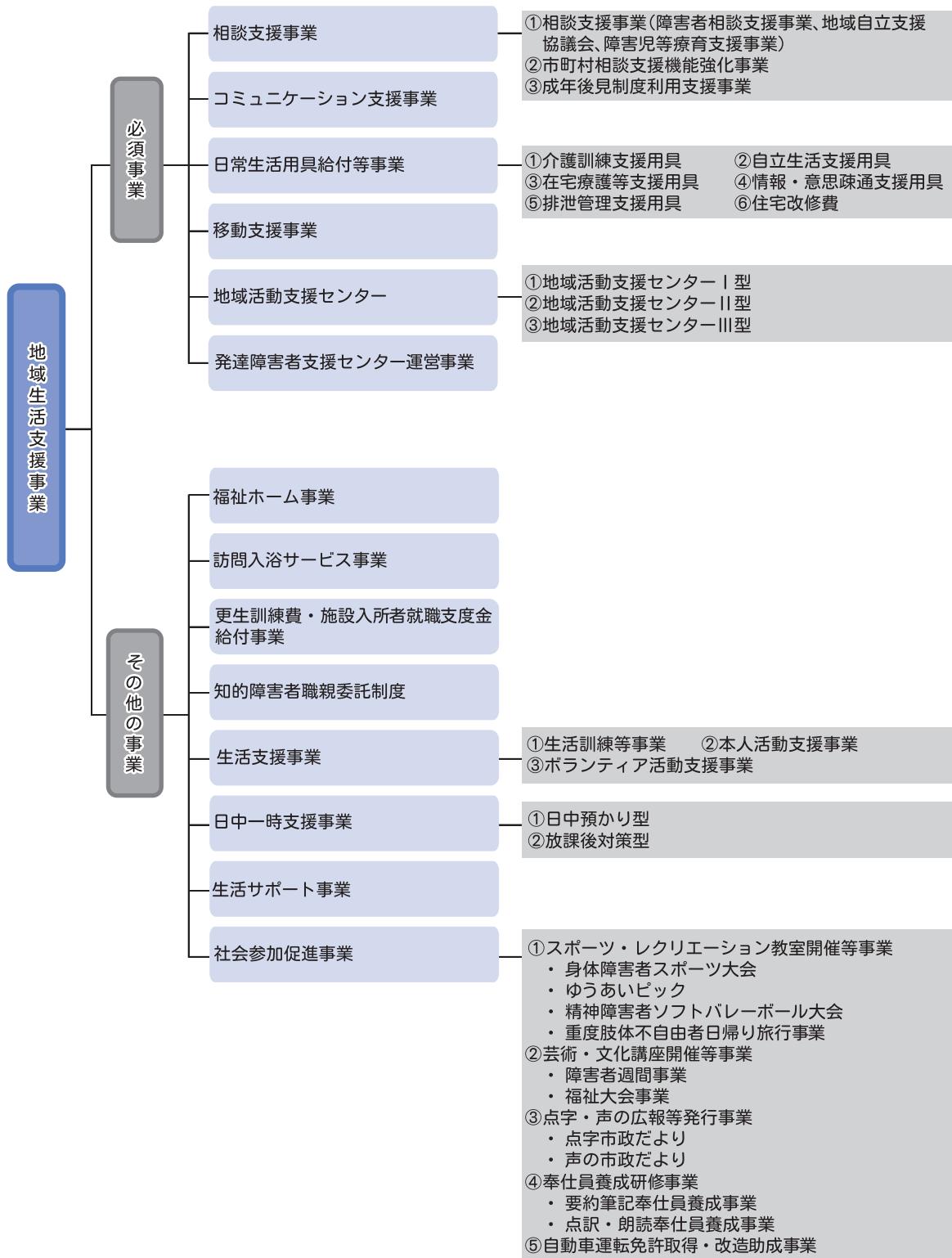
サービスの種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
指定相談支援	利用者数 (実人/月)	62	64	68

エ 確保の方策

事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に努めます。

2 地域生活支援事業の提供

障害者の地域生活を支援するためには、地域の実情や障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが重要です。



(1) 必須事業

① 相談支援事業

ア 事業の内容

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。

イ 事業の実施に関する考え方

事業の種類	実施に関する考え方
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障害者が身近な地域で相談が受けられるよう、各区に1か所相談拠点を設け実施します。
地域自立支援協議会	地域の障害者支援に関する定期的な協議の場として設置します。
障害児等療育支援事業	療育支援体制の維持、向上のため、事業の充実を図っていきます。
市町村相談支援機能強化事業	精神保健福祉士等専門的職員を配置し、処遇困難ケース等へ対応することにより、相談支援の機能強化を図っていきます。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利を守るため、制度の周知に努めます。

地域自立支援協議会

障害者の地域生活を支援するための体制に関する協議を行うとともに、福祉、保健・医療、教育、雇用等関係機関等のネットワーク構築を推進する中核機関として、「千葉市地域自立支援協議会」を設置しました。

協議会では、

- 相談支援事業の検証
- 地域の関係機関との連携体制の構築
- 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- 地域の社会資源の開発、改善

等に関する事を協議します。

協議会は、地域において障害者の支援を行っている委員を中心に構成し、情報の共有を図るとともに、連携して困難事例への対応について協議する等、個別の支援会議に重点を置いています。

また、地域部会を設置し、個別支援を行うための意見交換、困難事例への対応に関する協議を行います。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数 (か所)	6	6	6
地域自立支援協議会	実施の 有無	実施	実施	実施
障害児等療育支援事業	箇所数 (か所)	8	11	16
市町村相談支援機能強化事業	実施の 有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施

エ 確保の方策

事業の種類	確保の方策
相談支援事業	
障害者相談支援事業	市内の 6 社会福祉法人等に委託し、区ごとの担当を決めて実施します。
地域自立支援協議会	障害者相談支援事業受託者の社会福祉法人等に委託して実施します。 なお、協議会には市全体の支援内容を協議する全体会と、2 区を 1 単位として地域における連絡調整及びケース会議を行なう 3 つの地域部会を置きます。
障害児等療育支援事業	障害児（者）施設等に委託して実施するとともに、委託先の拡大を図っていきます。
市町村相談支援機能強化事業	障害者相談支援事業受託者のうち、中野学園、でい・さくさべ、畠通勤寮に事業委託して実施します。
成年後見制度利用支援事業	各区（保健）福祉サービス課・健康課、保健所精神保健福祉課で申請を受け付けるとともに、制度の周知を図ります。

② コミュニケーション支援事業

ア 事業の内容

聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図るために支障のある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行います。

イ 事業の実施に関する考え方

事業の種類	実施に関する考え方
手話通訳者設置事業	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、本庁舎及び各区（保健）福祉サービス課に手話通訳者を配置します。
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業を行います。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	7	7	7
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	利用者数（人）	216	226	236

エ 確保の方策

事業の種類	実施に関する考え方
手話通訳者設置事業	市本庁舎及び各区（保健）福祉サービス課に手話通訳者を各 1 名ずつ配置します。
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	千葉県内の手話通訳者及び要約筆記奉仕員の登録及び派遣を行っている（福）千葉県聴覚障害者協会に委託して実施します。

③ 日常生活用具給付等事業

ア 事業の内容

重度障害者に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

イ 事業の実施に関する考え方

地域で生活する障害者の利便性の向上を図ります。また、対象品目の選定等を行う検討組織を設置し、障害者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めます。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件)	50	50	50
自立生活支援用具	利用件数 (件)	122	122	122
在宅療養等支援用具	利用件数 (件)	90	90	90
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件)	150	150	150
排泄管理支援用具	利用件数 (件)	10,738	11,274	11,837
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数 (件)	15	15	15

エ 確保の方策

障害者のニーズに合った種目を給付できるよう、定期的な種目等の見直しを行います。

④ 移動支援事業

ア 事業の内容

屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。

イ 事業の実施に関する考え方

障害者の社会参加の進展に伴い需要が高まることが予想されるため、利用の伸びに対応した事業展開を行います。なお、当面は、個別支援型事業を実施しますが、グループ支援型等についても実施に向けた検討を行います。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	利用者数 (人)	742	786	833
	利用時間 (延時間)	81,508	86,398	91,581

エ 確保の方策

事業者数は着実に増えていますが、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業所の一層の参入を促進します。

⑤ 地域活動支援センター

ア 事業の内容

施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。

イ 事業の実施に関する考え方

利用者に創作的活動、生産活動の機会等を提供する事業（II型、III型）を実施するほか、これに加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業（I型）を実施します。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター				
千葉市利用分	箇所数 (か所)	9	10	16
	利用者数 (人)	120	140	235
他市町村利用分	箇所数 (か所)	3	3	3
	利用者数 (人)	10	10	10

工 確保の方策

ワークホームや精神障害者共同作業所等からの移行を促進します。

⑥ 発達障害者支援センター運営事業

ア 事業の内容

自閉症等の発達障害児（者）に対する総合的な支援を行います。

イ 事業の実施に関する考え方

発達障害児（者）に対する総合的な支援拠点として設置し、運営にあたっては、医療、福祉、教育、就労等の関係機関や家族団体等との密接な連携を図ります。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
発達障害者支援センター運営事業	箇所数 (か所)	1	1	1
	利用者数 (人)	338	439	570

工 確保の方策

療育センター内に設置し、社会福祉法人に委託して実施します。

(2) その他の事業

① 福祉ホーム事業

ア 事業の内容

現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。

イ 事業の実施に関する考え方

グループホーム等の整備とともに地域における障害者の様々な形態による住まいの場を確保します。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
福祉ホーム事業	箇所数 (か所)	3	3	3
	利用者数 (人)	25	25	25

工 確保の方策

民間事業者への補助事業により実施します。また、事業者への情報提供に努め、新規事業者の参入を促進します。

② 訪問入浴サービス事業

ア 事業の内容

入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問により入浴サービスを行います。

イ 事業の実施に関する考え方

居宅における入浴が困難な重度身体障害者に対し、入浴の機会を提供し、身体の清潔の保持及び家族による介護の軽減を図ります。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業	箇所数 (か所)	10	10	10
	利用者数 (人)	30	30	30

エ 確保の方策

民間登録事業者に委託して実施します。

③ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

ア 事業の内容

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給します。

また、施設に入所・通所、又は就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用して就職等へ移行する方に就職支度金を支給します。

イ 事業の実施に関する考え方

就労移行支援事業所等を利用している方を対象に、更生訓練費・就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	利用者数 (人)	510	510	510

工 確保の方策

事業者及び対象者への情報提供に努めます。

④ 知的障害者職親委託制度

ア 事業の内容

知的障害者を一定期間、知的障害者の援護に熱意のある事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。

イ 事業の実施に関する考え方

知的障害者を対象に生活指導を含めた就労訓練の一環として実施します。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
知的障害者職親委託制度	利用者数 (人)	7	7	7

工 確保の方策

知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者の参入を促進します。

⑤ 生活支援事業

ア 事業の内容

日常生活上必要な訓練・指導や、知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の本人活動などを支援します。

イ 事業の実施に関する考え方

障害程度区分認定で非該当となった方のうち、支援を必要とする方に対し、居宅介護サービスを提供し、地域での自立した生活の推進を図ります。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活支援事業	事業数 (事業)	3	3	3

エ 確保の方策

関係団体等に委託して実施します。

⑥ 日中一時支援事業

ア 事業の内容

日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、日中の活動の場を提供します。

イ 事業の実施に関する考え方

障害者等の放課後や日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を確保するため、利用の伸びに対応した事業の実施を図ります。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	利用者数 (人)	657	683	710

エ 確保の方策

登録事業者への補助事業により実施します。また、民間事業者の参入を促進します。

⑦ 生活サポート事業

ア 事業の内容

障害程度区分認定が非該当となった障害者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活支援及び家事援助を行います。

イ 事業の実施に関する考え方

障害程度区分認定で非該当となった障害者のうち、支援を必要とする方に対し、居宅介護サービスを提供し、地域での自立した生活の推進を図ります。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活サポート事業	利用者数 (人)	4	4	5
	利用時間 (延時間)	延 384	延 384	延 480

エ 確保の方策

居宅介護サービスを実施する事業者等の参入を促進します。

⑧ 社会参加促進事業

ア 事業の内容

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、社会参加を促進します。

イ 事業の実施に関する考え方

スポーツ大会や芸術文化活動、点字や声の広報等、これまで行ってきた事業を引き続き実施し、障害者の社会参加の更なる促進を図ります。

ウ 事業の見込量

事業の種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
社会参加促進事業	事業数 (事業)	5	5	5

エ 確保の方策

各事業の周知を図るとともに、新たなニーズ等を踏まえた見直しを行います。



第5章

計画の推進に向けて



1 市民参加と協働

障害者の地域移行や就労支援を進めるためには、公的サービスに加え、障害者を地域全体で支えることが必要です。

このため、地域自立支援協議会等の地域のネットワークを活用し、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者等の参加により、協働して施策を推進します。

また、地域福祉計画における地域の様々な活動を通じて、地域住民の誰もが障害や障害者を正しく理解し、支援・協力する環境づくりを目指します。

2 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、福祉と保健・医療、雇用、教育との連携が重要であり、府内関係部局の連携はもとより、国県の関係行政機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との連携強化に努めます。

3 進行管理と事業評価

計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、見込量の達成状況について、障害者施策推進協議会へ報告し、点検・評価を行います。

4 計画の弾力的運用

計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化や国の障害者施策の動向を踏まえ、必要に応じて計画の弾力的運用に努めます。

資料編

1 障害手帳交付者数の推移等

(1) 障害手帳交付者数の推移

(単位：人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
			対前年比	対前年比
身体障害者	24,480	25,627	1.05	26,654 1.04
知的障害者	3,837	3,937	1.03	4,170 1.06
精神障害者	2,146	2,399	1.12	2,699 1.13
市人口	924,319	930,388	1.01	937,041 1.01

※各年度 3 月 31 日現在 (市人口のみ 10 月 1 日現在。)

(2) 身体障害者手帳所持者の内訳 (平成19年度)

(単位:人)

障害別	区分	手帳内訳						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	27	6	1	3	8	2	47
	18歳以上	655	462	158	133	223	147	1,778
	計	682	468	159	136	231	149	1,825
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	12	61	24	20	1	57	175
	18歳以上	232	413	179	309	16	439	1,588
	計	244	474	203	329	17	496	1,763
音声・言語機能障害	18歳未満	2	3	1	3	0	0	9
	18歳以上	4	6	242	97	0	0	349
	計	6	9	243	100	0	0	358
肢体不自由	18歳未満	404	128	62	40	35	16	685
	18歳以上	3,521	3,412	2,227	3,022	1,210	587	13,979
	計	3,925	3,540	2,289	3,062	1,245	603	14,664
心臓	18歳未満	65	1	34	9	0	0	109
	18歳以上	2,235	37	870	984	0	0	4,126
	計	2,300	38	904	993	0	0	4,235
呼吸器	18歳未満	11	0	3	0	0	0	14
	18歳以上	153	14	252	138	0	0	557
	計	164	14	255	138	0	0	571
じん臓	18歳未満	14	0	0	0	0	0	14
	18歳以上	1,710	10	166	23	0	0	1,909
	計	1,724	10	166	23	0	0	1,923
ぼうこう又は直腸	18歳未満	2	0	9	9	0	0	20
	18歳以上	10	5	88	1,092	0	0	1,195
	計	12	5	97	1,101	0	0	1,215
小腸	18歳未満	5	0	0	0	0	0	5
	18歳以上	10	1	4	13	0	0	28
	計	15	1	4	13	0	0	33
免疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	21	29	12	5	0	0	67
	計	21	29	12	5	0	0	67
合計	18歳未満	542	199	134	84	44	75	1,078
	18歳以上	8,551	4,389	4,198	5,816	1,449	1,173	25,576
	計	9,093	4,588	4,332	5,900	1,493	1,248	26,654

※各年度3月31日現在。

(3) 療育手帳所持者の内訳（平成 19 年度）

(単位：人)

区分	重度	中度	軽度	合計
18 歳未満	521	329	467	1,317
18 歳以上	1,398	800	655	2,853
計	1,919	1,129	1,122	4,170

※各年度 3 月 31 日現在。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳（平成 19 年度）

(単位：人)

1 級	2 級	3 級	合計
721	1,583	395	2,699

※各年度 3 月 31 日現在。

2 障害福祉サービス等の事業者数

(1) 障害福祉サービス及び相談支援

(各年度 10月1日現在)

区分	サービス種類	18年度		19年度		20年度	
		事業者数	定員(人)	事業者数	定員(人)	事業者数	定員(人)
訪問系	居宅介護	82	—	76	—	85	—
	重度訪問介護	81	—	75	—	84	—
	行動援護	6	—	5	—	5	—
	重度障害者等包括支援	0	—	0	—	0	—
	小計	169	0	156	0	174	0
新体系	生活介護	6	114	9	198	11	222
	自立訓練（機能訓練）	1	6	1	6	1	6
	自立訓練（生活訓練）	0	0	2	40	3	46
	就労移行支援	0	0	5	81	5	73
	就労継続支援（A型）	0	0	1	20	2	36
	就労継続支援（B型）	1	20	3	40	7	129
	療養介護	0	0	0	0	0	0
	児童デイサービス	9	90	6	60	6	60
	短期入所	17	—	18	—	18	—
	小計	34	230	45	445	53	572
居住系	共同生活介護	10	45	10	66	14	116
	共同生活援助	13	69	10	69	11	55
	施設入所支援	0	0	2	60	2	60
	小計	23	114	22	195	27	231
相談支援	指定相談支援	8	—	9	—	9	—
計		234	344	232	640	263	803
旧体系	身体障害者	療護施設	通所	4	33	4	33
		入所	4	180	4	180	4
	更生施設	通所	0	0	0	0	0
		入所	1	56	1	56	1
	授産施設	通所	3	55	2	25	2
		入所	1	30	1	30	1
	知的障害者	更生施設	通所	7	267	6	247
		入所	5	250	5	250	5
精神障害者	授産施設	通所	7	190	5	145	5
		入所	1	50	1	50	1
	通勤寮	—	1	20	1	20	1
	生活訓練施設	入所	1	20	0	0	0
	計	通所	21	545	17	450	17
		入所	14	606	13	586	13
		合計	35	1,151	30	1,036	30
							1,036

(2) 地域生活支援事業の事業者数

(各年度 3月 31日現在)

	サービス種類	18年度	19年度
		事業者数	事業者数
必須事業	相談支援事業		
	相談支援事業		
	障害者相談支援事業	6	6
	地域自立支援協議会	1	1
	障害児等療育支援事業	9	7
	市町村相談支援機能強化事業	6	7
	成年後見制度利用支援事業	1	1
	コミュニケーション支援事業	—	—
	日常生活用具給付等事業	—	—
	移動支援事業	97	88
その他の事業	地域活動支援センター		
	地域活動支援センターⅠ型	0	2
	地域活動支援センターⅡ型	0	0
	地域活動支援センターⅢ型	0	2
	発達障害者支援センター運営事業	—	1
	福祉ホーム事業	1	1
	訪問入浴サービス事業	8	10
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	—	—
	知的障害者職親委託制度	—	—
	生活支援事業	3	3

3 千葉市障害者施策推進協議会条例

平成4年3月19日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、千葉市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成6条例10・平成17条例36・一部改正）

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

（平成6条例10・一部改正）

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。

(平成6条例10・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月24日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年規則第36号で平成6年6月1日から施行)

附 則 (平成17年7月14日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 千葉市障害者施策推進協議会委員名簿

(氏名：五十音順、敬称略)

平成 21 年 3 月 25 日現在

氏名	役職名等	備考
飯田 禮子	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	
石井 志津夫	特定非営利活動法人 千家連理事	
江澤 正敏	千葉公共職業安定所所長	
岡田 正平	千葉市身体障害者福祉団体連合会会長	
木村 章	千葉市精神保健福祉審議会委員	
久保田 美也子	千葉市手をつなぐ"育成会会長	
佐藤 俊一	淑徳大学 総合福祉学部教授	副会長
宍倉 邦明	千葉市歯科医師会会長	
高野 正敏	千葉市知的障害者福祉施設等連絡協議会代表	
高山 功一	千葉市身体障害者福祉団体連合会副会長	
富永 格	国立病院機構 下総精神医療センター院長	
豊田 弘行	千葉市社会福祉協議会常務理事	
中村 政子	身体障害者療護施設 ディアフレンズ美浜施設長	
萩原 治	高齢・障害者雇用支援機構 千葉障害者職業センター所長	
伯野 中彦	千葉市医師会会長	会長
福田 佐知子	千葉県弁護士会弁護士	
藤平 淳一	千葉市身体障害者福祉団体連合会副会長	
松田 明	千葉商工会議所副会頭	
村田 淳	千葉大学医学部附属病院准教授	
山口 健一	千葉市特別支援学級設置校校長会会長	

5 計画策定過程

実施年月日	会議名等	主な内容
平成 20 年 6 月 30 日	平成 20 年度第 1 回 千葉市障害者施策推進協議会	策定の趣旨
平成 20 年 11 月 4 日	平成 20 年度第 2 回 千葉市障害者施策推進協議会	計画骨子案の検討
平成 20 年 11 月 25 日、 12 月 1 日、 3 日、 17 日	障害者福祉関係団体意見聴取	計画骨子案への意見
平成 21 年 1 月 15 日	平成 20 年度第 3 回 千葉市障害者施策推進協議会	計画素案の検討
平成 21 年 1 月 26 日から 2 月 2 日	千葉県との協議	計画素案の協議
平成 21 年 2 月 1 日から 3 月 2 日	パブリックコメント手続の実施	計画案への意見
平成 21 年 3 月 25 日	平成 20 年度第 4 回 千葉市障害者施策推進協議会	計画案の承認

6 障害者自立支援法（抜粋）

(平成十七年十一月七日)

(法律第二百二十三号)

第五章 障害福祉計画

(基本指針)

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況

その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 (略)

(都道府県知事の助言等)

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(国の援助)

第九十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするとときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第2期 千葉市障害福祉計画

(平成21年度～23年度)

発行年月 平成21年3月

編集・発行 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害企画課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043(245)5227

FAX 043(245)5630

E-mail shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp

